

(2) 希望業務実績調書

ファイル名を「chousho」と付けて、書類添付画面で添付してください。

(3) 消費税及び地方消費税の電子納税証明書

- ・ファイル名を「nouzei」と付けて、『書類添付』画面で添付してください。
- ・添付時には、必ず電子データを添付してください。
(紙の証明書を電子化したものを添付しないでください。)

7 共通書類（広島県への提出書類）

以下の書類を、広島県に1部提出してください。（複数部提出する必要はありません。）

※県税の納税証明書の提出は不要になりました。

広島県への書類の提出先：〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内 業者	県外 業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。提出書類の表紙として一番上に添付してください。
2	全ての申請先自治体（広島県を除く）の市町税について滞納がないことを証する書面（写し不可） ※ 申請しない市・町の証明は不要です	○	○	・県及び申請しない市・町の証明は不要。 (例：広島市税の納税義務があっても、このシステムで申請しない広島市の納税証明書は不要です。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は証明手数料が必要です。 注1
3	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・ 広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-Tax（WEB版）を使用したオンライン請求としています。 オンライン請求の方法については以下の通りです。 ①電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法 電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷（何枚でも可）して書面にて使用することが可能です。 電子納税証明書（PDF形式） オンライン請求簡易マニュアル（PC版） ※入札参加資格申請時に電子添付が可能です。 ②電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法 e-TaxのIDと暗証番号（法人または申請される代理人の方の）のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。 納税証明書（書面形式） オンライン請求簡易マニュアル（PC版） 納税証明書（書面形式） オンライン請求簡易マニュアル（スマホ版） ※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。

4	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	・「9」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
5	法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「9」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
6	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	△	・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量・建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）
7	申出書【様式第1号】	△	△	・社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
8	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	△	・それぞれの登録を受けており、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
9	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・この現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、希望業務実績調査書、「4」の財務諸表等及び「5」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、希望業務実績調査書は、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
10	ISO9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	△	・広島県内の登録簿上の本店、営業所、事業所等が認証を受けており、システムの『当初・基本情報入力』画面の「15 ISO9001取得有無」の欄で「あり」を選択した場合に必要。
11	CPD内訳書【様式第2号】	△	△	・「12」～「14」の書類のいずれかを提出する場合に必要。
12	測量系CPD協議会の測量CPD制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和6年1月に申請する場合、R4.4.1～R6.3.31
13	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面（建築CPD運営会議様式3－3）の写し	△	△	・学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和6年1月に申請する場合、R4.4.1～R6.3.31

14	建設系C P D協議会加盟団体の継続教育制度（C P D）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内</u>の営業所等に有している者のみ提出。 ・広島県の様式指定はありません。建設系C P D協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和6年11月に申請する場合、R4.4.1～R6.3.31
15	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） 注2
16	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
17	協力雇用主登録証明書の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（Tel082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。 ・証明書発行の申請方法は、<u>郵送のみ</u>です。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-3 1 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
18	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		・<u>県内業者のみ</u>が対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（Tel 082-511-0110）にお問い合わせください。

（※ ○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注1 申請先自治体の「滞納がないことの証明」について

（1）広島県内及び市町内に営業所等がないなどのため、広島県及び各市町に納税義務のない場合には、「1」の送信完了兼受付票のチェック欄（「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」）にチェックを入れ、該当する自治体名を○で囲んでください。
広島県及び納税義務のない市町の「滞納がないことを証する書面」の提出は必要ありません。

例：広島県・呉市・福山市・世羅町に資格申請をする場合で、呉市・世羅町には納税義務がないとき
→福山市の納税証明書を添付するとともに、「1」の送信完了兼受付票を次の要領で記載して提出する。

※申請先自治体に納税義務がない場合は、印刷後に以下のチェック欄にチェックを入れ、該当する自治体を○で囲んでください。

☒ 次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。

広島県 ○呉市○ 福山市・○世羅町○

（2）この証明等は、申請先自治体のもののみ必要です。広島県及び申請しない市・町の証明は不要です。
（例：広島市税の納税義務があっても、このシステムで申請しない広島市の納税証明書は不要です。）

注2 「15」障害者の雇用状況について

雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ入力し、必要書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

※ 広島県への提出書類の綴じ方について

綴じ方については、特に指定しません。（ホチキス・ひも等ではいけないように綴じてください。）
ファイルで綴じる必要はありません。

8 各自治体独自書類

市・町に入札参加資格を電子申請する場合は、独自書類を該当する市・町に送付してください。

（独自書類の送付先、送付書類については、ホームページに別途掲載している「独自書類一覧」及び各自治体のホームページを御覧ください。）

（注意）

○各自治体独自書類を絶対に県に送付しないでください。
○申請書類が県に大量に提出される見込みであり、県から各市・町への書類転送はできません。御注意ください。

9 入札参加資格の認定・通知・取消し等

このシステムは申請の受付までを行うものであり、資格の認定及びその通知は行いません。

各申請先地方自治体がそれぞれ審査の上認定を行い、個別に通知等することになります。

なお、入札参加資格の認定・通知・取消し等の扱いについても各申請先自治体によって異なりますので、各申請先自治体の入札参加資格の審査に関する告示・ホームページの情報等を御確認ください。

10 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。